

**情報通信審議会 情報通信技術分科会
放送システム委員会（第7回） 議事概要**

1 日 時

平成19年7月5日（木） 午後15時00分～午後16時30分

2 場 所

総務省 第1特別会議室

3 議 題

- (1) 前回議事概要（案）の確認
- (2) 関係者からの意見聴取
- (3) 衛星デジタル放送高度化のための要求条件の検討について
- (4) 暫定方式原案の検討について
- (5) その他

4 出席者（順不同、敬称略）

伊東主査（東京理科大学）、都竹主査代理（名城大学）、小川（情報通信研究機構）、甲藤（早稲田大学）、小林（電波産業会）、高田（東京工業大学）、野田（日本ケーブルラボ）、

【事務局】大久保、布施田、今田、臼井、竹村（総務省放送技術課）

5 配付資料

- 資料7-1 放送システム委員会（第6回）議事概要（案）
- 資料7-2 衛星デジタル放送高度化のための要求条件取りまとめの考え方
- 資料7-3 高度BSデジタル放送及び高度広帯域CSデジタル放送の
要求条件（案）の変更理由
- 資料7-4 高度BSデジタル放送及び高度広帯域CSデジタル放送の
要求条件（案）
- 資料7-5 高度BSデジタル放送及び高度広帯域CSデジタル放送の
暫定方式原案の検討の進め方（案）
- 参 考 資 料 放送システムに関する技術的条件についての関係者からの意見聴取
（平成19年6月8日報道発表資料）

6 議事概要

配付資料の確認の後、以下の議事が行われた。

(1) 前回議事概要（案）の確認

放送システム委員会（第6回）議事概要（案）が了承された。

（2）関係者からの意見聴取

事務局より、「衛星デジタル放送の高度化に関する技術的条件」及び「放送事業用システムの技術的条件」に関し、関係者からの意見聴取の機会を設け意見陳述を希望する者の募集を行ったが、申し出がなかった旨報告された。

（3）要求条件の検討について

「衛星デジタル放送高度化のための要求条件」に関し、衛星放送システム作業班での過去2回の検討結果について、資料7-2から資料7-4に基づき甲藤委員から説明が行われた。主な内容としては、「現行のBSデジタル放送及び広帯域CSデジタル放送の要求条件をベースに、現在の技術動向も踏まえて見直しを行った」というもの。説明に対する意見は以下のとおり。

- 資料7-3「P. 1／サービス／高機能化／多様化」に「インターネットを利用した」、「公衆通信網を利用した」とあるが、違いは何か。（小川構成員）
 - BSデジタル放送受信機の双方向機能は、従来、電話回線利用が一般的であったため、インターネット系のサービスと区別して書いたのではないか。（都竹主査代理）
 - アナログからデジタルへ変更したときの要求条件が残っているだけで、敢えて分ける必要はないと思われる。（伊東主査）
- 放送と通信の「融合」、「連携」と言った2種類の言葉が出てくるが、使い分けはしているのか。（伊東主査）
 - 特に意識していない。いずれか一方に統一したい。（事務局）
- 複数回登場する「対応する」と言った文言は、受信機から見ている印象を受けるので、放送方式の要求条件という意味では「可能である」若しくは「提供できる」といった表現の方が適切ではないか。（伊東主査）
- 「P. 3／画質」の「特に」とは、どういった意味合いか。地上デジタルとの比較か。（小川構成員）
 - SDTVとHDTVの比較の意味で「特に」と言及したもの。アナログからデジタルの時の文言が残っている。削除した方がいい。（伊東主査）
- 「サービス」とは、実験的・試験的なものも含むのか、それとも商用サービスのみを指すのか。（小林構成員）
 - 実サービスを行うかに関係なく、技術的にサービスに耐え得るレベルにあればよいと考えている。（事務局）
 - 「技術的にはサービス可能であるが、実際にはやらなかった」という場合も含め、やはり「対応する」との表現は「可能である」等に修正すべき。（伊東

主査)

- 「P. 2／実時間性」の「遅延時間」とは、どこからどこまでの遅延時間か。定義を明確にした方がよいのではないか。(伊東主査)
 - 実時間性という言い方をしているので、システム全体を指しているのではないか。衛星伝送路、コーデック(エンコーダ、デコーダ)を含めたトータルの遅延と思われる。(小林構成員)
 - コーデックの実装に関わる性能も規定されているのか。(高田構成員)
 - 規定していない。比較対象がないため、本項目は記述が難しい。(伊東主査)
- 「P. 2／システム制御」の「事業者」とは誰を指すのか。1点目が受託、2点目が委託だと思われるが、主語をはっきりさせた方がよい。(伊東主査)
 - 衛星の運用以外は委託放送事業者の範疇と考えている。(事務局)
 - アップリンクの切替えは複数TSを多重しているので、1事業者ごとに衛星又はトラポンを切り替えるのは不可能ではないか。(伊東主査)
 - 制度面では委託の範囲であっても、契約により、実態としてはアップリンク局の運用主体が実行することになる。(事務局)
- 「P. 4／伝送障害の特性」の「伝送障害時の画質劣化の時間率が小さい」は、こういった意味合いか。
 - 降雨対応放送の際、C/Nが改善されてもいつまでも低画質のままにしないよう、低階層で受信する時間は短くするという意味ではないか。(事務局)
 - そこまで読み取るのは難しいので、分かり易い表現にすべき。(伊東主査)
- 「P. 5／データ符号化方式」に「既存データ符号化方式との両立性やインターオペラビリティに関して考慮すること」とあるが、この一文により、BMLに縛られることになる。現行規格は受信機が重くならないよう、処理の軽いBMLとしたが、技術進歩により、今ではもう少し複雑なものでも実現可能である。今後の議論の中で決まることだが、MPEG2から互換性のないH.264に変わることも想定され、その場合は受信機が新旧規格で別物になると考えられるので、現在のBMLに捕われる必要はなく、この一文は削除してもよいのではないか。(伊東主査)
 - 2点目に「将来の拡張性を考慮した符号化方式」との記載があり、BMLに縛られているわけではないので、ベースラインは継続するという意味でインターオペラビリティは残してもよいのではないか。(甲藤構成員)
 - データ放送方式には、BML等のコンテンツ表示型とJavaベースのプログラム実行型の2つの方式があり、現状でもBMLに限定している訳ではないが、方式検討に当たっては拡張性に配慮していきたい。(事務局)
- 「P. 7／伝送路符号化方式／使用周波数」について、BSと広帯域CSでは状況が違う。並列に並べるのはそぐわないのではないか。BSでは現在未使用の周波

数も使うため、干渉妨害の影響が小さいのに対し、広帯域CSは現在と同じ周波数を使うことになるため、妨害の可能性はある。(小林構成員)

→ 周波数帯域の指定の表現と理解すればよいのではないか。(伊東主査)

○ 「P. 5 / 多重化方式」に「複数事業者に対応可能」とあるが、どういった意味合いか。(伊東主査)

→ 元々の意味は複数TSに対応するという事。(事務局)

○ 記載のない項目で1点申し上げたい。国としてICTの国際競争力強化が重要であるが、ブラジルで採用された地上デジタル放送方式ISDB-Tのように、国際展開が可能となるような拡張性を考慮した条件も含めてほしい。(伊東主査)

→ 事務局と相談して検討したい。(甲藤構成員)

○ ブラジルが地上デジタル放送方式を決める際、非常に重要視したのが「受信機ができるだけ安価であること」であった。限定受信システムの対応可否が受信機価格に影響するので、有料・無料をはっきりさせることが効率的な普及に繋がっていくのではないか。(小林構成員)

→ 技術的な要求条件に盛り込むのは難しいが、委員会報告の中でオプション(例えば、無料だけのシステム構成等)を示すことを考えたい。(事務局)

→ 拡張性には「高度化」の他に「必要な機能を選択的に使えるシステム」という意味もある。国際展開の観点からは後者が重要となってくる。(伊東主査)

○ 本要求条件(案)は議論の過程で変更できるように、答申が固まるまで完全にフィックスしない方がよいのではないか。(小林構成員)

○ 今、ブラジルで問題となっているが、IPR(知的財産権)も考慮する必要があるのではないか。(小林構成員)

→ 今後の議論の中でご意見を頂き、考え方を整理していきたい。(事務局)

以上の質疑の後、伊東主査から「本日の議論の他に意見があった場合は、7/9正午までに事務局へ連絡を頂きたい。それを踏まえて修正した後、1ヶ月程度パブリックコメントの手続きを行う予定。その結果への対応は、意見の内容を考慮し、主査一任とするか、改めて構成員にお諮りするか決めたい」と伝えられた。

(4) 暫定方式原案の検討について

暫定方式原案の検討の進め方(案)(資料7-5)について事務局より説明があり、了承された。(事務局)

(5) その他

次回委員会は、8月下旬を予定。詳細は別途連絡する。(事務局)

以上